



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年10月1日火曜日 第1395号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則...1049
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....1052
愛媛県国近川筒井水門操作規則の一部を改正する規則.....1069

告 示

愛媛県土木工事共通仕様書の一部改正.....1069
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧.....1069

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1069
愛媛県保育士試験の合格者.....1070

規 則

○愛媛県規則第61号

愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年10月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県男女共同参画推進条例施行規則（平成14年愛媛県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成14年愛媛県条例第10号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第7条の見出しを「（会長への委任）」に改め、同条中「第2条」を「第12条」に改め、同条を第17条とする。

第6条の見出しを「（参画会議の庶務）」に改め、同条を第16条とし、第2条から第5条までを10条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の10条を加える。

（愛媛県男女共同参画推進委員）

第2条 愛媛県男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の非常勤の特別職とする。

2 推進委員は、再任されることができる。

3 推進委員の任期が満了したときは、当該推進委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 推進委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は県と特別な利害関係を有する法人その他の団体の役員と兼ねることができない。

（推進委員の職務）

第3条 条例第25条第2項第1号に規定する勧告等は、助言、意見表明及び勧告とする。

2 条例第25条第2項第2号に規定する是正の要望等は、注意、是正の要望等とする。

3 推進委員は、その職務を行うに際し、関係する機関又は団体と必要な連絡調整を行うものとする。

4 推進委員は、独立してその職務を行う。ただし、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。

（1）事務の執行の方針に関すること。

（2）その他推進委員が合議により行うものとした事項に関すること。

（申出の方法）

第4条 条例第25条第1項の申出（以下「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。ただし、推進委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭で行うことができる。

（1）申出をする者の氏名、性別及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）並びに電話番号

（2）申出に係る相手方

（3）申出の趣旨及び理由

（4）人権の侵害に係る申出にあつては、当該人権の侵害が生じた日

（5）他の機関への相談等の状況

（6）申出の年月日

2 前項ただし書の規定により口頭で申出をするときには、前項第1号から第5号までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合においては、推進委員は、その陳述の内容を録取し、これを申出をした者に読み聞かせて誤りのないことを確認し、申出をした者に押印させなければならない。

（調査しない申出）

第5条 推進委員は、次に掲げる事項に係る申出については、調査しないものとする。

（1）判決、裁決、決定その他これに準ずるものにより確定した事項

（2）裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

（3）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項の規定による紛争の解決の援助又は同法第14条第1項の規定による調停の対象となる事項

（4）議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

（5）条例又はこの規則に基づく推進委員の行為に関する事項

（6）前各号に掲げるもののほか、推進委員が調査することが適当でないと認める事項

2 推進委員は、人権の侵害に係る申出が当該人権の侵害が生じた日の翌日から起算して1年を経過した日以後になさ

れたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 推進委員は、第1項及び前項本文の規定により調査しないときは、当該申出をした者に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(調査の開始の通知等)

第6条 推進委員は、申出について調査を開始するときは、県の施策を行う機関(以下「県の機関」という。)又は関係者に対し、あらかじめ、その旨を書面により通知するものとする。ただし、推進委員が相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査の開始後に通知することができるものとする。

2 推進委員は、条例第25条第2項第1号の規定により県の機関に対し説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めるとき、又は同項第2号の規定により関係者に対し資料の提出及び説明を求めるときは、書面により依頼するものとする。

(勧告等、助言、是正の要望等)

第7条 条例第25条第2項第1号の勧告等及び同項第2号の助言、是正の要望等は、書面により行うものとする。ただし、助言については、口頭により行うことができる。

2 前項ただし書の場合において、県の機関又は関係者から当該助言の内容を記載した書面の交付を求められたときは、推進委員は、これを交付するものとする。

3 推進委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第25条第2項第1号の勧告等及び同項第2号の助言、是正の要望等を行わないときは、前条第1項の規定により調査の開始の通知を行った県の機関又は関係者に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。ただし、同条第1項ただし書の規定により調査の開始の通知をしなかった場合において、推進委員が相当な理由があると認めるときは、これを通知しないことができる。

4 推進委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第25条第2項第1号の勧告等及び同項第2号の助言、是正の要望等を行ったときにはその旨及びその内容を、これを行わなかったときにはその旨及びその理由を、当該申出をした者に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

(電子情報処理組織の使用等に関する事項)

第8条 申出は、第4条第1項の申出書に代えて電子情報処理組織(知事の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、申出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申出が行われた場合には、当該申出は、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に推進委員に到達したものとみなす。

3 推進委員は、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申出が行われた場合には、当該申出をした者に対する前条第4項の規定による通知については、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

4 前項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた

前条第4項の規定による通知は、申出をした者の使用に係る入出力装置に備えられたファイルへの記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該申出をした者に到達したものと推定する。

(身分証明書)

第9条 推進委員は、申出について調査するときは、身分証明書(別記様式)を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(推進委員の庶務)

第10条 推進委員の庶務は、県民環境部男女共同参画局参画推進課において処理する。

(知事への委任)

第11条 第2条から前条までに定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、知事が定める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第9条関係） 身分証明書

（表）

身 分 証 明 書 第 号	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> 写 真 </div>	氏 名
<p>上記の者は、愛媛県男女共同参画推進条例（平成14年愛媛県条例第10号）第24条第1項の規定による愛媛県男女共同参画推進委員であることを証明する。</p>	
年 月 日	
愛媛県知事	

（裏）

愛媛県男女共同参画推進条例（抜粋）

（愛媛県男女共同参画推進委員）

第24条 県民等からの次条第1項の申出を適切かつ迅速に処理するため、愛媛県男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2～6 省略

（苦情及び人権侵害の申出）

第25条 県民等は、次に掲げる場合には、推進委員にその旨及び改善すべきとする事項を申し出ることができる。

- (1) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策（以下「県の施策」という。）について苦情がある場合
- (2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害が生じた場合

2 推進委員は、前項の申出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務を行う。

- (1) 前項第1号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、県の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。
- (2) 前項第2号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。

3～5 省略

愛媛県男女共同参画推進条例施行規則（抜粋）

（身分証明書）

第9条 推進委員は、申出について調査するときは、身分証明書（別記様式）を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第62号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第13号を第16号とし、第12号の次に次の3号を加える。

(13) 里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号。以下「里親認定等省令」という。）第7条第1項（里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による調査に関すること（第23条の3第2項の規定により里親認定等省令第6条第1項（里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。第23条の2第1項を除き、以下同じ。）の規定による申請が児童相談所長を経由する場合に限る。）。

(14) 里親認定等省令第13条第1項（里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による届出の受理に関すること（同項の委託児童について事故が発生したときに限る。）。

(15) 第23条の4第5項の規定による調査に関すること（同条第2項の規定により里親認定等省令第10条第2項（里親認定等省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する里親認定等省令第9条（里親認定等省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申請が児童相談所長を経由する場合に限る。）。

第1条第2項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 里親認定等省令第7条第1項の規定による調査に関すること（第23条の3第2項の規定により里親認定等省令第6条第1項の規定による申請が地方局長を経由する場合に限る。）。

(10) 第23条の4第5項の規定による調査に関すること（同条第2項の規定により里親認定等省令第10条第2項において準用する里親認定等省令第9条の規定による申請が地方局長を経由する場合に限る。）。

第1条第3項中「第1項第12号及び前項第9号の場合においては、」を削り、「地方局長は、」の下に「第1項第13号及び前項第9号の場合にあつては第23条の3第4項の調査票を里親認定等省令第6条第1項に規定する申請書に、第1項第15号及び前項第10号の場合にあつては第23条の4第5項の調査票を第23条の4第1項の申請書に、第1項第16号及び前項第11号の場合にあつては」を加える。

第23条の次に次の6条を加える。

（親族里親許可申請書等）

第23条の2 里親認定等省令第15条において読み替えて準用する里親認定等省令第6条第1項に規定する親族里親希望者は、その居住地を管轄する児童相談所長に、親族里親許可申請書（様式第22号の2）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、親族里親希望者の居住地を管轄する地方局長を経由することができる。

3 児童相談所長は、第1項の申請書の提出があつた場合において、許可又は不許可の処分をしたときは、親族里親許可（不許可）書（様式第22号の3）により、同項の申請書の經由行政機関を経て当該親族里親希望者に通知するものとする。

（養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）認定申請書等）

第23条の3 里親認定等省令第6条第1項に規定する申請書は、養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）認定申請書（様式第23号）によるものとする。

2 里親認定等省令第6条第1項の規定による申請は、養育里親希望者、親族里親希望者又は専門里親希望者（以下「養育里親希望者等」という。）の居住地を管轄する児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

3 前項の場合において、地方局長が知事に進達するときは、児童相談所長を経由しなければならない。

4 知事は、里親認定等省令第7条第1項の規定による調査を児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員にさせ、養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）家庭調査票（様式第23号の2）を作成するものとする。

5 里親認定等省令第7条第2項（里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）認定（不認定）通知書（様式第23号の3）により、里親認定等省令第6条第1項に規定する申請書の經由行政機関を経て当該養育里親希望者等に通知するものとする。

（養育里親名簿等への登録）

第23条の4 里親認定等省令第9条（里親認定等省令第10条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申請は、養育里親（短期里親・専門里親）名簿登録（更新）申請書（様式第23号の4）によるものとする。

2 里親認定等省令第9条の規定による申請は、養育里親希望者等の居住地を管轄する児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

3 前項の場合において、地方局長が知事に進達するときは、児童相談所長を経由しなければならない。

4 知事は、里親認定等省令第9条の規定による登録又は里親認定等省令第10条第1項（里親認定等省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による登録の更新をしたときは、養育里親（短期里親・専門里親）名簿登録（更新）通知書（様式第23号の5）により、第1項の申請書の經由行政機関を経て当該養育里親希望者等に通知するものとする。

5 知事は、里親認定等省令第10条第2項において準用する里親認定等省令第9条の規定による申請があつたときその他必要があると認めるときは、児童相談所の所員、社会福

社主事又は児童委員に、当該養育里親希望者等が適切であるかどうかを調査させ、養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）家庭調査票を作成するものとする。

（養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）（受託児童）届出書等）

第23条の5 里親認定等省令第13条第1項及び第2項（里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出は、養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）（受託児童）届出書（様式第23号の6）によるものとする。

2 里親認定等省令第13条第1項及び第2項の規定による届出（同条第1項の委託児童について事故が発生したときの届出を除く。）は、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。

3 里親認定等省令第13条第1項及び第2項の規定による届出は、所轄の地方局長を経由することができる。

（里親の認定の取消し等）

第23条の6 里親認定等省令第8条第5号（里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第11条第3号（里親認定等省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申請は、養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）認定（登録）取消申請書（様式第23号の7）によるものとする。

2 里親認定等省令第8条第5号及び第11条第3号の規定による申請は、所轄の児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

3 前項の場合において、地方局長が知事に進達するときは、児童相談所長を経由しなければならない。

（里親再委託申請書等）

第23条の7 里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）第19条第1号の規定による申請は、里親再委託申請書（様式第23号の8）によるものとする。

2 里親が行う養育に関する最低基準第19条第1号の規定による申請は、里親の居住地を管轄する児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

3 前項の場合において、地方局長が知事に進達するときは、児童相談所長を経由しなければならない。

4 児童相談所長は、第1項の申請書の提出があつた場合において、承認又は不承認をすることは、里親再委託承認（不承認）通知書（様式第23号の9）により、同項の申請書の經由行政機関を経て当該里親に通知するものとする。

第24条の見出し中「里親又は」を削り、同条第1項中「里親申出書（様式第23号）又は」を削り、同条第2項中「里親又は」を削り、「させ里親の場合にあつては里親家庭調査票（様式第25号）を、保護受託者の場合にあつては」を「させ、」に改め、同条第3項及び第5項中「里親又は」を削り、同条第6項中「里親（保護受託者）申出承認（不承認）通知書」を「保護受託者申出承認（不承認）通知書」に改める。

第25条の見出し中「里親登録簿等」を「保護受託者登録簿」に改め、同条中「里親又は」及び「里親登録簿又は」を削る。

第27条の見出し中「里親保護受託者届出書」を「保護受託

者届出書」に改め、同条第1項中「里親又は」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項中「里親又は」を削り、「里親（保護受託者）届出書」を「保護受託者届出書」に改め、同項第4号中「保護受託者が」を削る。

第28条の見出し中「里親又は」を削り、同条第1項中「里親又は」を削り、「里親（保護受託者）登録辞退願」を「保護受託者登録辞退願」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第28条の2 第23条の2から前条までに定めるもののほか、里親及び保護受託者に関し必要な事項は、知事が定める。様式第22号の次に次の2様式を加える。

様式第22号の2（第23条の2関係） 親族里親許可申請書

親族里親許可申請書

年 月 日

児童相談所長 殿

住所

申請者

氏名

					地方局			
					経由	受付月日	月 日	
						番 号		
申 請 者	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生	受託を希望する 児童との続柄	
	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生	受託を希望する 児童との続柄	
受託を希望する児童			氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
受託を希望する児童の両親 その他現に監護する者の状 況（具体的に記入すること。）								
親族里親になることを希望 する理由								

注1 印の欄は、記入しないこと。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 受託を希望する児童と申請者との続柄を証明する書類
- (2) 受託を希望する児童の両親その他現に監護する者の状況を証明する書類

様式第22号の3 (第23条の2 関係) 親族里親許可(不許可)書

親族里親許可(不許可)書

年 月 日

殿

児童相談所長 印

申請者	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
受託を希望する児童	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
不許可の場合にあつては、その理由						

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第23号を次のように改める。

様式第23号 (第23条の3関係) 養育里親(親族里親・短期里親・専門里親)認定申請書

養育里親(親族里親・短期里親・専門里親)認定申請書										
愛媛県知事 殿					年 月 日					
住所 申請者 氏名					氏名 ㊟					
経由		年 月 日 地方局受付第 号			年 月 日 児童相談所受付第 号					
養育里親(親族里親・短期里親・専門里親)になることを希望する理由										
申請者	氏名					氏名				
	年齢		性別	男・女		年齢		性別	男・女	
	健否					健否				
	職業					職業				
	電話番号					電話番号				
親族里親	親族里親の許可年月日		年 月 日			親族里親の許可年月日		年 月 日		
	専門里親	養育里親名簿	登録番号	当初登録年月日	年 月 日	養育里親名簿	登録番号	当初登録年月日	年 月 日	
養育里親としての経験		年 月 日 ~ 年 月 日			養育里親としての経験	年 月 日 ~ 年 月 日				
		年 月 日 ~ 年 月 日				年 月 日 ~ 年 月 日				
児童福祉事業	従事年数					従事年数				
	従事していた職務					従事していた職務				
	資格等					資格等				
専門里親研修修了年月日		年 月 日			専門里親研修修了年月日		年 月 日			
申請者の同居の家族	氏名		年齢	性別	続柄	健否	職業			
			歳	男・女						
			歳	男・女						
			歳	男・女						

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 印の欄は、記入しないこと。
- 3 「親族里親」の欄は、親族里親希望者の場合にのみ記入すること。
- 4 「専門里親」の欄は、専門里親希望者の場合にのみ記入すること。
- 5 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 申請者及びその同居の家族の履歴書
 - (2) 申請者の居住する家屋の平面図
 - (3) 申請者及びその同居の家族の健康診断書
 - (4) 申請者の属する世帯の所得を証明する書類
 - (5) 専門里親希望者にあつては、児童福祉事業に従事した期間を証明する書類及びその職務を行うに当たつて有していた資格等を証明する書類

様式第23号の次に次の8様式を加える。

様式第23号の2 (第23条の3関係) 養育里親(親族里親・短期里親・専門里親)家庭調査票

養育里親(親族里親・短期里親・専門里親)家庭調査票											
経由	年 月 日 地方局 受付第 号				年 月 日 児童相談所長受付第 号						
申請者 について の事 項	現住所										
	電話番号										
	氏名	性別 男・女			氏名	性別 男・女					
	生年月日	年 月 日生			生年月日	年 月 日生					
	健否	頑健 健康 普通 病弱			健否	頑健 健康 普通 病弱					
		既往症 無 有	病名 期間			既往症 無 有	病名 期間				
	職業				職業						
	児童の養育についての理解、熱意等				児童の養育についての理解、熱意等						
	履歴				履歴						
	児童の養育に 関し虐待等の 問題を起 こしたこ と。	無 有(具体的に 記入すること。)	児童福祉法(昭和22年 法律第164号)及び児 童買春、児童ポルノに 係る行為等の処罰及び 児童の保護等に関する 法律(平成11年法律第 52号)の規定により、 罰金以上の刑に処せら れたこと。		無 有(具体的に 記入すること。)	児童の養育 に関し虐待等の 問題を起 こしたこ と。	無 有(具体的に 記入すること。)	児童福祉法及び児童 買春、児童ポルノに 係る行為等の処罰及 び児童の保護等に関 する法律の規定によ り、罰金以上の刑に 処せられたこと。	無 有(具体的に 記入すること。)		
専門 里親 認定申 請者に ついて の事 項	登録番号	当初登録年月日		年 月 日	登録番号	当初登録年月日		年 月 日			
	養育里親 としての 経験	年 月 日		年 月 日	年 月 日		年 月 日				
		年 月 日		年 月 日	年 月 日		年 月 日				
	専門 里親	従事年数			児童福祉 事業	従事年数					
従事して いた職務				従事して いた職務							
資格等				資格等							
専門里親 研修修了 年月日	年 月 日	児童の養育 に専念でき ること。	可 不可 理由	専門里親 研修修了 年月日	年 月 日	児童の養育 に専念でき ること。	可 不可 理由				
申請者 の同居 の家族	氏名	年齢	性別	続柄	健否	職業	理解程度	履歴			
		歳	男・女								
		歳	男・女								
		歳	男・女								
家庭 状況	住居	敷地	平方メートル		(自己所有・借地)						
		建物	平方メートル		{ (自家・借家) (1戸建・2階建・長屋)(室数 室・畳数 枚)						
	家計	昨年1年間の 収入	同左の支出	資産	田畑	山林	宅地	家庭	その他 不動産		
		円	円		内容					動産	
調査担 当者	調査年月日	年 月 日	勤務先	児童相談所 地方局			職氏名	㊟			
意見											
児童相談所長又は 地方局長の意見	年 月 日 児童相談所長 ㊟			年 月 日 地方局長 ㊟							

注1 不要の文字は抹消すること。
 2 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。

様式第23号の3 (第23条の3関係) 養育里親(親族里親・短期里親・専門里親)認定(不認定)通知書

養育里親(親族里親・短期里親・専門里親)認定(不認定)通知書

年 月 日

殿

愛媛県知事

印

申請者	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
不認定 の場合 にあつ ては、そ の理由						

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第23号の4（第23条の4関係） 養育里親（短期里親・専門里親）名簿登録（更新）申請書

養育里親（短期里親・専門里親）名簿登録（更新）申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所
申請者
氏名

経由	地方局				児童相談所	
	受付月日	月 日		受付月日	月 日	
	番 号			番 号		
申請者	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
養育里親（短期里親・専門里親）として認定された年月日		年 月 日				
登録番号		当初登録年月日		年 月 日		

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
 2 印の欄は、記入しないこと。
 3 「登録番号」及び「当初登録年月日」の欄は、登録の更新を申請する場合に記入すること。

様式第23号の5 (第23条の4関係) 養育里親(短期里親・専門里親)名簿登録(更新)通知書

養育里親(短期里親・専門里親)名簿登録(更新)通知書

年 月 日

殿

愛媛県知事



申請者	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
登録番号			登録年月日			

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第23号の6 (第23条の5 関係) 養育里親 (親族里親・短期里親・専門里親) (受託児童)届出書

養育里親 (親族里親・短期里親・専門里親) (受託児童)届出書

年 月 日

愛媛県知事

殿

児童相談所長

住所
届出者
氏名

経由	地方局				児童相談所			
	受付月日	月 日		受付月日	月 日			
	番 号			番 号				
養育里親 (親族里親・短期里親・専門里親)	氏名		性別	男・女	登録番号		当初登録年月日	年 月 日
	氏名		性別	男・女	登録番号		当初登録年月日	年 月 日
受託児童	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生	年齢	
受託年月日	年 月 日							
届出事項								

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 印の欄は、記入しないこと。

3 「届出事項」の欄は、里親の認定等に関する省令 (平成14年厚生労働省令第115号) 第13条第2項 (同省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。) の届出の場合は、同項に該当する旨及びその理由を記入すること。

様式第23号の7（第23条の6関係） 養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）認定（登録）取消申請書

養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）認定（登録）取消申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所
申請者
氏名

経由	地方局			児童相談所		
	受付月日	月 日		受付月日	月 日	
	番 号			番 号		
認定年月日	年 月 日		登録番号	当初登録年月日	年 月 日	
認定(登録)の取消しを申請する理由						
経由児童相談所長の意見						

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 印の欄は、記入しないこと。

3 「当初登録年月日」の欄及び「登録番号」の欄は、里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号）第9条（同省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の登録を受けている者のみ記入すること。

様式第23号の8 (第23条の7関係) 里親再委託申請書

里親再委託申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所
申請者
氏名

経由	地方局				児童相談所			
	受付月日	月 日		受付月日	月 日			
	番号			番号				
養育里親(親族里親・短期里親・専門里親)	氏名		性別	男・女	登録番号		当初登録年月日	年 月 日
	氏名		性別	男・女	登録番号		当初登録年月日	年 月 日
受託児童	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生	年齢	
受託年月日	年 月 日							
再委託を希望する理由								

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 印の欄は、記入しないこと。

様式第23号の9 (第23条の7関係) 里親再委託承認(不承認)通知書

里親再委託承認(不承認)通知書

年 月 日

殿

愛媛県知事

印

申請者	氏名		性別	男・女	登録 番号		当初登録 年月日	年 月 日
	氏名		性別	男・女	登録 番号		当初登録 年月日	年 月 日
受託児童	氏名		性別	男・女	生年 月日	年 月 日生	年齢	
受託年月日	年 月 日							
不承認の場合にあつては、その理由								

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第25号を次のように改める。
様式第25号 削除
様式第27号を次のように改める。

様式第27号（第24条関係） 保護受託者申出承認（不承認）通知書

保護受託者申出承認（不承認）通知書

年 月 日

殿

愛媛県知事

印

申請者	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
登録番号			登録年月日			
不承認の場合にあつては、その理由						

注 不要の文字は、抹消すること。

「里 親
様式第28号中 氏名 を「保護受託者氏名」に
保護受託者 」
改める。

「里
様式第29号中「里親（保護受託者）届出書」及び
保護受
親 「里
届 出 書 を「保護受託者届出書」に、
託者 」 保護受託
親 住 所 「 住 所 「里 親
を 保護受託者 に、 保護受
者 氏 名」 氏 名」 託 者 」
「 保 護
を 受 託 者 」に改める。

「里
様式第30号中「里親（保護受託者）登録辞退願」及び
保
親 登 録 辞 退 願 を「保護受託者登録辞退願」に、「愛
護受託者 」

「 里
媛県知事殿」を「愛媛県知事 殿」に、 保護受
親 }
託者 } を「保護受託者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の児童福祉法施行細則様式第23号の規定により提出されている書類は、改正後の児童福祉法施行細則様式第23号の規定により提出された書類とみなす。

○愛媛県規則第63号

愛媛県国近川筒井水門操作規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県国近川筒井水門操作規則の一部を改正する規則

愛媛県国近川筒井水門操作規則（平成12年愛媛県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 国近川の河口から逆流が始まるまでは、水門の扉を全開しておくこと。
- (2) 国近川の河口から逆流が始まったときは、水門の扉のうち下段扉を全開すること。この場合において、水門の河口側に設置している水位標（以下「河口側水位標」という。）による水位が1.85メートルを超えるおそれがあり、かつ、水門の上流に設置している水位標（以下「上流水位標」という。）による水位が河口側水位標による水位より低いときは、上段扉を全開すること。
- (3) 水門の扉のうち下段扉のみを全開している場合又は水門の扉を全開している場合において、国近川の河口からの逆流が終わり、かつ、河口側水位標による水位が上流水位標による水位より低くなったとき、又は上流水位標による水位が2.6メートルを超えたときは、水門の扉を全開すること。

第5条第1号中「水門に設置している水位標」を「上流水位標」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1603号

愛媛県土木工事共通仕様書（平成9年4月愛媛県告示第653号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成14年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（「次のように」は、省略し、改正後の愛媛県土木工事共通仕様書は、愛媛県庁並びに各地方局産業経済部、建設部及び土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1604号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画特別用途地区の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成14年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年9月20日	特定非営利活動法人 えひめ情報ボランティア協会	増 井 純 彌	松山市喜与町一丁目3番地1 シャンボール喜与町201号	この法人は、市民活動を担う個人及び市民団体への情報化支援のため、IT（情報通

信技術)の活用普及など、社会活動における情報化推進に関する指導、助言、啓発、教育、相談、福祉事業を行い、地域の情報化による相互理解とコミュニケーションの活性化を図ることにより、地域住民のまちづくり活動への参加を促し、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

愛媛県保育士試験の合格者について

平成14年愛媛県保育士試験の合格者は、次のとおりである。

平成14年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
1	種 植 理 絵	101	三 好 多 恵
2	黒 田 砂 恵 子	111	森 洋 子
5	中 岡 由 美 子	112	山 田 理 沙
7	圖 子 里 織	118	大 嶋 美 穂
19	新 田 美 穂	121	石 本 香 保 里
27	小 橋 晶 子	125	渡 邊 智 恵 子
43	山 本 直 美	133	稲 田 久 里 子
44	高 橋 仁 美	135	吉 澤 容 子
48	松 本 佳 代	138	林 蘭 子
49	岩 崎 祥 子	140	奥 野 佳 代
60	山 岡 由 美	141	筒 井 な つ き
63	高 橋 裕 子	142	武 智 礼 子
72	横 山 淑 恵	149	久 田 知 子
73	佐 々 木 は る か	179	鴻 海 裕 子
79	堀 田 真 奈	187	澤 田 美 和
85	福 永 恵 美	199	井 関 あ づ さ
87	田 中 佳 代 子	220	酒 井 由 紀